

## 「リカードウ評伝」の試み(1)

—生涯・学説・活動—

中村 廣治

- 序 章 デイヴィッド・リカードウの生涯・第1期
- 第1章 「地金論争」におけるリカードウ
- 第2章 マルサスとの利潤率規定法則論争
- 第3章 『利潤論』
- 第4章 『経済学原理』前夜
- 第5章 『経済学原理』初版・序説
- 第6章 「経済学の原理」(1)——「価値」・「地代」および「価格」章——
- 第7章 「経済学の原理」(2)——「賃金」・「利潤」および「外国貿易」章——
- 第8章 「租税」編
- 1 「租税」編の位置と構成
  - 2 「租税の原理」あるいは租税総論
  - 3 「原生産物に対する租税」
  - 4 「地代税」, 「十分の一税」および「地租」
  - 5 「金に対する租税」ならびに「家屋税」(以上, 5巻4号, 6巻1, 2, 4号, 7巻1, 2, 3, 4号, 8巻1, 2号)
  - 6 「利潤に対する租税」および「賃金に対する租税」
  - 7 「原生産物以外の諸商品に対する租税」
  - 8 「救貧税」
  - 9 その他——「輸出奨励金」, 「生産奨励金」および「生産者が支払う租税」(以上, 本号)

## 6 「利潤に対する租税」および「賃金に対する租税」

### (1) 「利潤に対する租税」

ここにいう「利潤に対する租税」（以下、「利潤税」という）は、利潤に課される直接税としての所得税ではない。次の「賃金に対する租税」（以下、「賃金税」という）も同様である。所得税はナポレオン戦争の戦費調達のため、戦時特別税として、一定の年間所得を上回る所得に対して一時的に課されたが、戦争の終結に伴って廃止された。資本の生産物に課される租税である。しかしその生産物が奢侈財——正確には非賃金財——と賃金財とのいずれであるかによって、租税の作用が異なる。

まず、奢侈財の場合、それに対する租税は「それを使用する人々だけにかかる」。つまり奢侈財生産者は、租税分だけ価格を引上げてこれを消費者に転嫁する。これに反して、賃金財（典型的に必需品）に対する租税は、その消費者にその消費に応じて影響を及ぼすだけでなく、（賃金が自然賃金水準にあるとすると）これによる賃金財価格の上昇に応じて貨幣賃金が上昇するから、その分だけ資本の利潤を減少させる。

つまり商品に対する租税は、その種別を問わず当該商品の価格を引上げ、租税の負担を消費者に転嫁する。そうでない限り、当該商品の生産者は、一般的利潤を享受しえないからである。しかし課税対象が奢侈財（厳密には非賃金財）であれば、消費者がその租税の負担者となるが、賃金財であれば、その価格が引上げられるだけでなく、相応する貨幣賃金の上昇をもたらすから、資本の利潤率を一般的に引下げ、究極的には利潤の負担に帰する。商品にではなく利潤に対して、租税が特定または一部の資本にのみ課される場合も同様である（pp.269-70; p.205. 上, 280-1ページ）。

同様に、(a)「利潤に比例する租税が全産業に課される」場合には、「あらゆる商品の価格が引き上げられる」が、しかし(b)「わが国の貨幣の本位をわれわれに供給する鉱山がこの国にあり、そして採鉱業者の利潤にもまた課税されるならば、どんな商品の価格も騰貴せず、各人はその所得の等しい割合を納め、そこで万事は従来通り〔労働を含むすべての商品の価格、相対価格は変わらず、利潤率の均等も維持される〕であろう。」もともと、利潤率の水準は租税の負担分だけ低下するが。

(a)の場合、租税は直接にはすべて消費者の負担に帰し、資本はその負担を免れるように見えるが、そうではない。資本家の租税控除後に取得する名目利潤額は従来通りだが、これを消費支出に向けても、貯蓄して（資本に追加して）も、すべての財の価格が租税を償う分だけ騰貴しているから、消費財または生産要素（労働・原料・労働手段）の購入（支配）量がともに減少する。つまり、この減少分だけ、「その国の土地と生産物の一部分」を自分で使用することができず、「政府の自由処分」に委ねることによって、資本家も「国家の急務に寄与する」ことになる。もっともこの租税のすべてが利潤の負担に帰するのではない。その一部は消費者としての地主（および固定貨幣所得者——公債所有者・年金取得者）の負担になるからだ<sup>20</sup>。

(b)の場合、課税によって価値尺度としての金「価値」も同率に引上げられるから、商品価格は上昇しえず、すべてが直接に利潤の負担になる。

このように、(a)と(b)とで同じ名目税率のもとで利潤の負担が異なるのは、実効税率が異なるからだ。その相違は、前者では金生産による利潤だけ課税されないため「貨幣の価値」が変わらず、後者では他の商品と同率に貨幣「価値」が上昇するという相違による（pp.270-2; pp.205-7. 上, 281-3ページ）。

しかし(a)において、課税後には全商品価格が上昇するが、「同じ割合」では上昇しないため、「相対価値」が変わる。というのは、同額の資本を投下して同額の利潤をあげている二つの資本が資本構成、固定資本の耐久度等を異にすれば、生産された商品の価格総額が異なる。課税前に例えば労働集約度を異にするため、一方は10000ポンド、他方は4000ポンドであったとし、それぞれ2000ポンドの利潤をあげていたとする。この利潤に10パーセント課税されたたすると、前者の価格総額は10200ポンド、後者のそれは4200ポンドに上昇するからだ。つまり、所得に対する租税は、「貨幣の価値が……不変」である限り、諸商品の「相対価値および相対価格を変える。」利潤ではなく、商品自体に（同額の租税が——同率ならば「相対価格」は変わらない——）課される場合も同様だ。投下資本額に比例する租税を課されてもそうである。このもとに、なんらかの事情によって貨幣価値が上昇すると、両商品価格の下落率は異なるだろう。かりに同率に下落するとすれば、利潤率の均等が損なわ

れるからだ。つまり、利潤率の均等を保つには、一方の10200ポンドの商品が10000ポンドに下落する時は、他方の4200ポンドの商品は4000ポンドに下落せざるをえないからである (pp.275-6; pp.207-8. 上, 283-5ページ)。

この事実を踏まえると、「きわめて重要な原理」が導かれる。「課税が存在しない国では、稀少または豊富から生ずる貨幣の価値の変化は、すべての商品の価格に等しい割合で作用する」が、「価格が課税によって人為的に引き上げられている国では、流入による貨幣の豊富、あるいは外国の需要によるその輸出とその結果としての稀少は、すべての商品に同じ割合で作用することはない」、ということである。この「原理」は、地金主義批判の一論拠を覆すだろう。つまり、当時の物価上昇が不換通貨の過剰・減価によるものであれば、すべての商品価格が同じ割合で騰貴するはずだが、その変動はまちまちだから、価格騰貴は通貨価値の変化によるのではなく、「諸商品価値に影響を及ぼす何物か」によるという批判を (pp.275-7; pp.208-10. 上, 284-6ページ)。

最後に、利潤課税の分配面に及ぼす影響が考察される。

まず(a)農業以外の全産業利潤に課税される場合。当然、他の全産業の商品価格は引上げられるが、農産物(穀物)価格は変わらない。農業者の穀物所得も貨幣所得も変わらないが、彼は穀物以外の全商品に「追加価格」を支払わざるをえないから、この「追加価格」が彼にとって「支出に対する租税」となる。貨幣価値の上昇によりすべての課税商品が「旧価格」に下落しても、穀物価格は「旧水準」を下回るから、事情に変わりはない。地主の立場も同様である。したがって両者は、彼らの所得に対する直接の課税を免れるが、間接的にこの徴税に寄与する(直接に言及されないが、農業以外の全産業の資本家も、租税を価格に転嫁することによって課税を免れて旧来の利潤を得るが、その支出の際、穀物以外の全商品の価格上昇によって、同様に負担を免れえないことはいうまでもない)。

(b)農業利潤にも課税される場合には、農業者も「他の事業家と同じ状態」におかれ、租税控除後に以前と同じ貨幣所得を得るが、全商品購入の際、「追加価格」を支払うことによって、これを負担する。しかし地主の場合は異なる。借地人の利潤に対する租税によって、彼はむしろ「利益を受ける」。なぜ

なら穀物地代の大きさは変わらないが、穀物価格の上昇による貨幣地代の増大が、彼の支出の際に要する「追加価格」を償うからだ<sup>21)</sup>。貨幣価値が騰貴して、課税後に全商品価格を旧水準に引下げた場合も同様である (pp.277-9; pp.210-11. 上, 286-8ページ)。

利潤課税が商品価格を租税に「比例して」騰貴させるとすれば、公債所有者等の固定的貨幣所得者層も支出に応じてこの租税を負担する。しかし貨幣価値の上昇が価格を旧水準に引下げれば、彼らはこの負担を免れる (p.282; p.213. 上, 290ページ) <sup>22)</sup>。

## (2) 「賃金に対する租税」

賃金が「自然賃金率」水準にあれば、(a)賃金に対する直接の租税が賃金を引上げて、利潤率を引下げることによって、すべてが利潤の負担に帰し、商品価格に影響を及ぼさない (初・二版では厳密に言えば、労働集約度等の相違により価格をむしろ下落させる) こと、(b)賃金財に対する租税が賃金財価格を引上げて賃金を押し上げて一部は利潤に、残りが賃金財価格の上昇により「富裕な消費者」(賃金財の消費者としての地主、資本家、公債所有者等)の負担に帰することは、リカードウの「経済学の原理」の当然の帰結であり、その意味において「利潤に対する直接の租税」から生ずるのと、まさに同じである」(p.285; p.214. 下, 11ページ)。本章における積極的な主張は、以上に尽きる。以降は、ブキャナン、スミス、セーの所論に対する批判にあてられている。

まず、スミスが労働者の賃金は労働需要と「食料の通常価格または平均価格」に依存し、これらを所与とすると、労働賃金に対する課税は「賃金をその税額よりも多少高く引上げる」<sup>23)</sup>と説いたのに対して (Cf. WN., p.864. 邦訳(四), 206ページ, 参照), ブキャナンの二つの異論が批判される。彼の両異論は、この二点をともに斥けるものである。すなわち、(a)労働者への食料等の分配量はその供給量の大小に依存し、貨幣賃金額に依存しない。後者はもっぱら労働の需給に依存し、「食料価格とはなんら必然的な関連がない」。また、(b)「食料の高価格はその供給不足の確実な指標」であり、消費抑制のために生ずる。食料価格に応じて賃金が騰落するとすれば、価格騰落による

消費の抑制・刺激という目的を「挫折させるものだ」(Buchanan, *Observations*, p.59.), と。リカードウは、こう批判する。(a)には「真理と誤謬」が混在する。これについては「原生産物に対する租税」章ですでに論評されたが、要するに穀物価格の上昇が供給不足によって生ずる場合は正しいが、穀物生産費の上昇、労働需要増大に基づく穀物需要増大等のもとに見られるような豊富な供給と高価格とが並存する場合には妥当しない。つまり彼は、部分的真理を一般的真理として説く「誤謬」に陥っている、というのである (pp. 286-90; pp.214-8. 下, 11-14ページ)。(b)についてブキャナンは、労働者はすでに「正当な報酬」を受取っているから、課税後に雇用者に「弁償を強制する方法」をもっていない、と註記する (WN., Buchanan's Ed., Vol. III, p.338, footnote)。これについては、課税前の労働者の賃金が「ただ必要人口を供給するのに足りるだけ」、つまり自然賃金水準にあったとすれば、課税後にはその供給を充たしえなくなるから、「労働は騰貴する」、と批判される。これが彼の労働の自然価格または自然賃金規定に基づくことは明らかだろう。この点は、ブキャナン自身が、事実上、認めているところでもある (pp.290-3; pp. 218-220. 下, 14-7ページ。ブキャナンについては、*cf. ibid.*)。

さらに立ち入った考察が続く。すなわち、一般に課税により商品価格が上昇すれば、需要が減少する。これに対応して供給量を速やかに調整しえない場合は、課税商品の価格は租税に応じて騰貴しえない。これと同じ「原因」が、しばしば賃金に同じ影響を及ぼす。労働者数は、彼らの雇用基金の増減に比例して「速やかに増減することはできない」からだ。だがこの場合には、労働需要の「必然的減少」は生じないし、かりに減少しても、「租税に比例して減少することはない」。なぜなら、「租税によって徴収される基金が、政府によって労働者の維持に使用される」からだ。彼らはなるほど「不生産的労働者」だが、労働者に変わりはない。また賃金課税によって「労働が騰貴しない」ようなことがあれば、労働需要が増大する。資本所有者は租税を負担しないから、「同一の労働雇用基金」をもち、他方政府は徴収した租税により、雇用の「追加基金」をもち、労働者数は同じだから、両者の「競争」の結果、賃金が増加することになる (pp.293-5; 220-1. 下, 17-8ページ)。また租税が同時に「(資本をもつ——第三版) 人々 (people [of capital])」に

も課されると、租税による彼らの雇用基金の減少と政府が得る雇用基金の増加とが相殺しあうから、賃金の上昇は生じない。さらに課税分が「外国政府に対する補助金」に用いられれば、この「基金」は「外国の労働者の維持」に用いられるから、国内の労働需要は減少するし、賃金課税による賃金上昇は生じないだろう。しかし同額の補助金調達のための租税は、賃金課税に限らず、課税対象の如何を問わず、「同じことが起こる」。かりに賃金課税額が「無償」でその雇用者に与えられれば、労働雇用基金が増大し、雇用者間の競争の結果、賃金が上昇するが、(当面は)労働者も生産される商品も増加させないから、雇用者も労働者も何の損失も蒙らない。しかし、「租税収入は一般に浪費的に支出され、租税は常に人民の安楽品と娯楽品を犠牲にして得られる」から、「資本を減少させるか、その蓄積を妨げる」。その意味で「租税は一般に、その国の真の資本を減損する限り」、労働需要を減少させる(現存資本の蚕食は極力回避されるから、その国の資本の可能的な増加、したがって労働需要の可能的な増加を妨げる、という趣旨だろう)。だから、賃金課税の結果、賃金は上昇するとしても、租税を償うに足るほど十分には上昇しないだろうが、これは、その租税の「蓋然的な結果であって、その必然的な結果でも、特有な結果でもない。」(pp.295-7; pp.221-2. 下, 18-9ページ)

以上がブキャナンのスミスに対する二つの異論に対するリカードウの批判であるが、ここでも理論家としての具体的な考察の手際が注目に値する。

次いで、スミスの所論自体に矛先が向けられる。スミスが賃金課税の効果が「少なくとも租税と同額だけ賃金を引上げ」、雇用者の負担になるということまでは、リカードウと同意見だが、「その後の作用」については「見解」が「本質的に異なる」からだ。

スミスによると、賃金課税額よりも「幾分多く」が雇用者によって「前払い」されるが、製造業労働の賃金上昇の場合は、製造業主によって前払いされ、「彼はそれを利潤とともに彼の品物の価格に上のせす権利をもっているし、またそうせざるをえないだろう」。農業労働賃金の上昇は、「それを前払いした農業者の追加利潤とともに、地主にふりかかる」。したがって、賃金課税は、「一部は地代に、一部は消費財に、適切に課税したばあいよりも大幅な、地代の減少と製造品価格の上昇を引き起こす」(WN., p.865. 邦訳

(四)、208-9ページ、傍点 [イタリック] はリカードウ)。つまりスミスは、農業者によって支払われる「追加賃金」（とこの前払いに対する追加利潤）は地主の負担になり、製造業者のそれは製造品の価格騰貴により消費者の負担に帰する、と主張していることになる（pp.297-9; pp.222-3. 下、19-21ページ）。

いま、社会が地主、製造業者、農業者および労働者からなる、と仮定する。労働者が租税を免れるという点では同意見だが、その究極の負担者については見解が異なる。スミスの見解では、地主の負担にならない部分は、製造業者によって負担されるはずはない。彼らは賃金上昇による追加前払いを利潤とともに回収するだけの製品価格の上昇を許されており、しかも穀物価格の上昇は考慮に入れられていないから、「彼らは……利益を受ける」だろう。だから、労働者も製造業者も賃金課税を負担しない。農業者も地代の減少によって償われる。そのうえ地主は製造業者の「追加利潤」も負担しなければならない。製造品の価格上昇は（それが賃金財である限り）再度の賃金上昇を招き、さらに財貨価格を押し上げる。製造業者は相互にその製品の消費者になり、相互に補償しあうから、この租税とその結果として追加価格の「全重圧」は、「地主だけの負担」になる。この「賃金の財貨に対する、次に財貨の賃金に対する、作用および反作用」は、無際限に繰返される。つまりスミスの賃金・価格連動論は、「全く擁護できない」「原理」であることが分かる。「不合理な結論」をもたらす（pp.299-301; pp.223-5. 下、21-3ページ）。このようにリカードウは、まず、スミスの見解を帰謬法によって斥ける。しかしそれは、賃金課税が地代の負担にはならないことを示すだけであって、積極的に究極の負担を特定するものではない。続いて彼の積極的な見解が提示される所以である。

「社会の自然的進歩と生産の困難の増大につれて、地代の上昇と必需品の騰貴によって、資本の利潤と労働の賃金の上に引き起こされるすべての効果は、課税の結果としての賃金上昇によっても引き起こされる」。スミスの誤りは、農業者の支払うすべての租税が地代から控除される、とする点に由来するが、「多くの資本が地代を支払わない土地に投下され」、「この資本によって得られる収穫が原生産物の価格を規定する」以上、「地代からの控除は行われるはず



がない」。したがって、農業者には賃金に対する租税の補償が全く行われぬか、あるいはかりに行われるとしても、原生産物価格への追加によらなければならない。」しかし賃金課税の農業者への影響は、「他の産業を営む人々」と同等だから、「原生産物の高価格によって除去または補償されるはずがない。」スミスのいうように、彼らすべてが租税を利潤とともに自己補償するように財貨の価格を引上げることができるならば、彼らは相互に消費者だから、租税は誰も支払わないことになる。以上から、賃金引上げ効果をもつ租税はすべて、「利潤の減少によって支払われる」こと、したがって「賃金に対する租税が事実上利潤に対する租税である」ことが「証明」される (pp.301-3; pp.225-6. 下, 23-4ページ)。

とすれば、この租税にたいするスミスの「非難」——賃金を引上げて製造業を破滅させる——は当たらない。賃金の上昇が全産業において同等の影響を及ぼす限り、価格を引上げないことはすでに述べたが、かりに「スミスの原理」——賃金・価格連動論——が正しいとしても、一時的にはともかく、それが外国貿易を損なうことはない。「同じ原因が一般に全製造品に作用するならば」、その効果は「名目的」にすぎず、「製造品の相対価値」を変えないし、「物々貿易(すべての商業は、外国貿易も国内商業も、実際には物々交換だが)に対する刺激を少しも減少させない」(pp.305-6; pp.227-8. 下, 25-6ページ)。貨幣、さらには外国為替を考慮に入れても、その国際的流出入が妨げられない限り、この事情に変わりはない (Cf. pp.306-14; pp.228-32. 下, 26-32, 参照)。それゆえ、必需品および賃金に対する租税が、それに労働が費やされた全商品の価格を引上げない、というリカードウの理論からすれば、それが価格を引上げるという理由で非難される根拠がない。さらに、それがこうした効果をもつというスミスの見解が、「たとえ十分な根拠をもつとしても、だからと言ってそれは少しも有害ではない」ことが分かる (p.314; p.232. 下, 32ページ)<sup>24)</sup>。

20) 利潤税率を  $t$ 、課税前の商品価格を、 $p$  とすると、課税後の商品価格は  $p(1+t)$  に上昇するから、資本家の実効税率は、 $t/(1+t)$  になり、残りの  $1/(1+t)$  を「富裕な」人々が消費者として負担する。

- 21) 農業利潤に課税される場合、その均等な利潤に均等に課税されるから、租税控除後の「純生産物」の差額＝穀物地代の大きさは変わらない。貨幣地代の大きさは穀物価格に比例して増加するから、物価上昇のもとに地主の実質的な状態は課税前後で影響を受けず、資本家に較べて有利となる。要するに、「資本の利潤に対する租税は、常に穀物地代を不変のままにしておく」。すでに触れたように、これに対して原生産物課税、十分の一税は穀物地代を変化させ、貨幣地代を変えない。またあらゆる耕作地に同一貨幣額の「地租」が課されれば、それは「不平等な」租税であって、優等地の地主は利益を受ける（借地期間中は借地人の利益となるが）。農業者の利潤に「等額の租税」が課される場合も同様であり、貨幣価値の変化もこの事情を変えないから、農業利潤課税の場合、「あらゆる事情のもとで」地主は課税を免れる（pp.279-82; pp.211-2. 上, 288-9ページ）。
- 22) 最後に国内に「貨幣を供給する鉱山」があつて、この業者の利潤に課税されなければ、全製造業者への利潤課税がすべての財貨価格を騰貴させるが、現実には貨幣本位は「輸入商品」だから、「すべての財貨価格が騰貴するはずがない」と補足される。その理由は、国内価格が一般的に上昇する時に、その流通に必要な追加貨幣の流入が生ずるはずはないということに求められる。租税による価格上昇と流通通貨量とに関する彼の熟した説明については、前掲・小著『リカードウ経済学研究』、第12章、「補註」、参照。
- 23) 課税前後の賃金を、それぞれ、 $w$ 、 $w^*$ とし、税率を  $t$  とすると課税前後で労働者が同量の賃金財量を確保するには、賃金財価格を不変として、
- $$w^* (1-t) = w \text{ より、 } w^* = w (1 + t + t^2 + \dots)$$
- と税額より「多少高く」ならなければならない。
- 24) 以下の主な論述は、次の通り。まず、奢侈財課税が課税対象商品価格を除いて他のどの商品価格も高めず、それがすべて消費者の負担となり、無差別に「あらゆる種類の収入」によって支払われることと、必需品課税が労働者に影響する限りでは、「ほとんど全部が資本利潤の減少によって支払われ、小部分だけが労働需要の減少という形で労働者自身によって支払われる」こととが対比される。これに基づいて、「中流および上流階級の人々」は、必需品課税、賃金課税に「常に反対すべきである」というスミスの結論——特に地主は消費者としても地主としても「二重」に最も重い負担がかかる——が批判される（pp.314-6; pp.233-4. 下, 32-3ページ）。次いで、重課による消費削減のため、課税商品の需要、生産が減少するため、「納税者はその享楽品の一部を、生産者はその利潤の一部を、国庫はその収入の一部を失う」というセーの所論に対して、租税が所得にかかる限りでは、課税商品の生産減少により遊離した資本は、他の部門で用いられるから、需要は「その性質を変える」だけで「減少しない」。例えば、奢侈財需要は減少するが、徴収される租税が支出される商品需要は増え、その製造に投下される資本は増大する、という反論が提示される。減税のケースについても、

批判の論理は同じである (pp.319-23; pp.236-8. 下, 36-8ページ)。第三に, 商品課税は輸出に不利に作用するから「戻し税」, その輸入には「関税」が課されることに言及し, 最適の課税商品は, 「自然または技術のどちらかの援助」により「特別な便宜のもとで生産される商品」であり, 課税にもかかわらず決定的な生産上の優位をもつ商品(錫と綿製品)は, 外国消費を「大いに減少させることなしに, 外国市場で非常に大きな追加価格を保持し」, 国内では競争が自由である限りその高さには達しえないから, この租税は「完全に外国消費者の負担」になる, と説く。(pp.325-7; pp.239-40. 下, 40-1ページ)。最後に奢侈財課税の利点が論じられるが, いまは割愛に従う。

### 7 「原生産物以外の商品に対する租税」

ここにおける論述は, 必ずしも標題に即していない。冒頭ですでに論じられた商品課税の一般的作用が要約される。

「穀物に対する租税が穀物の価格を引き上げるのと同じ原理に基づいて, 他のいかなる商品に対する租税もその商品の価格を引き上げるだろう。もしその商品が租税と同額だけ騰貴しなければ, その商品は生産者に以前取得したのと同額の利潤を与えないだろうし, そこで彼はその資本をなにか別の事業に移すだろう。

必需品であろうと, 奢侈品であろうと, すべての商品に対する課税は, 貨幣の価値が不変である限り, それらの商品価格を少なくとも租税と同額だけ引き上げるだろう\*。」<sup>25)</sup>とはいえ, 賃金財と奢侈財とでその後の影響が異なることは, すでに繰り返し示されたところである (p.330; pp.243-4. 下, 47ページ)。本章の本来の趣旨は以上に尽きる。

以降の論点は, おおよそ三点に分かれる。(a)国債による資金調達と租税による場合との比較, (b)地代の独占価格説に基づき穀物課税等が地代の負担になるというブキャナンの見解の批判および(c)麦芽税に関するスミス, ブキャナン説の矛盾の指摘である。(a)がここに論じられる理由は必ずしも明らかではないが, 当時の起債の手法が, おそらく背景にあると考えられる。というのは, 新起債の利払いの原資として, しばしば新規に商品の課税が行われたからだろう<sup>26)</sup>。

(a)の要旨は, こうである。戦費または経常費支弁のために賦課される租税は, 「主として不生産的労働者の維持にあてられる」ため, 「その国の生産的

産業から徴収される」。だからこれらの経費が節約できれば、納税者の「資本を増加させないにしても、概してその[可処分]所得を増加させる」。これが国債によって調達される場合には、その分だけ「その国民の生産的資本から引き去られる」。この国債利子を支払うため「租税」が徴収されれば、その分は「納税者から国家の債権者へ」の移転にすぎず、社会的に失われるわけではない。これに反して、国債元本額は、「生産的資本」から控除されて「不生産的に」消費されてしまうから、それ自体が社会的にみて「真の (real) 経費」をなすのである (p.332; p.244. 下, 48-9ページ) <sup>27)</sup>。

続いて起債制度が「われわれの節約を減退させ」、「真の状況」を見失わせる、とそれに伴う危険が指摘される。つまり、かりに年々の戦費を租税によって負担する場合は、その分を「所得から……節約しようと努める」が、国債の場合、その利子相当分を「節約するだけで十分」と信じ、「みずからを欺く」。そうして起債による経済的弊害は、元本額と利子支払額の差額分だけの可能的な生産的資本が失われるし、その運用による可能的な「利子または利潤」も失われる点にある。

ここから次の警告が発せられる。「巨額の国債を累積した一国はきわめて人為的な [artificial 不自然な] 状態におかれている。」租税と高賃金という不利だけでは、その国は、外国との関係で「他のいかなる不利な立場にも……立たない」が、「納税者にとっては、その負担から逃れる」ことが彼の利益になるから、資本逃避の「誘惑」が母国への愛着に勝ってしまう。だから、「財産のうちの国債を償却するのに必要な部分を犠牲にして、この困難から自国を解放するのが賢明」である。それゆえ、「平和がつづいている間」、戦時に契約された国債部分の皆済に不断に努力する必要がある。「現在の不況——私は一時的な不況だと思いが——」のもとでも、「この大目的に対するわれわれの注意を緩めてはならない」 (pp.338-9; pp.247-8. 下, 53-4ページ)。

関連して、現在の「減債基金」の運用が国債償還という本来の目的に役立っていないのは「遺憾」、とされる。現在の平和時に国債を著しく減少させておかなければ、将来戦争が起こった場合、その全経費を年々の租税によって支弁するか、戦争終結時には「国家の破産」に陥るか、だろう。いかに富裕な国も、国債のある大きさを超える累積には耐ええなくなる。その「限界」を

示すのは困難だが、「個々人がたんにその生国で生活できるというだけの特権に対して、永続的課税という形で甘んじて払おうとする犠牲には、確かに限度というものがある」と、再び資本逃避誘発の危険が指摘される (pp.339-40; pp.248-9. 下, 54-5ページ)。

(b)におけるブキャナン批判の前提として、まず、原生産物価格が「独占価格」ではないことが示される。

「ある商品が独占価格にある時には、それは消費者がその商品を買ってもよいと思うまさに最高の価格にある。諸商品が独占価格にあるのは、いかなる工夫によってもその量を増加させえない時だけ、したがって、競争がもつぱら一方の側に——つまり買手の間に行われる時だけである。……それ[独占価格]は、買手の間の競争が彼らの富や嗜好や気まぐれに依存せざるをえない……。[稀少性商品群がこれにあたる。]したがって、独占価格にある商品の交換価値は、どこでも生産費によっては規定されない。

原生産物は独占価格になることがない。というのは、大麦や小麦の市場価格は、毛織物やリネンの市場価格と同じ程度に、その生産費によって規定されるからである。その唯一のちがいは、穀物価格を規定するのが、農業に投下された資本のうち的一部分、つまり地代を少しも支払わない部分であるのに反して、製造品の生産においては、資本のあらゆる部分が、同一の成果を挙げて使用されており、そのなかのいかなる部分も地代を支払わないから、あらゆる部分が同等に価格を規定する、という点だけである。穀物その他の原生産物の量もまた、より多くの資本を土地に投下すれば増加させうるものであり、したがって、それは独占価格になることがない。そこでは、買手の間だけでなく売手の間にも競争がある。」 (pp.341-2; pp.249-50. 下, 55-6ページ) <sup>28)</sup>

この一文の後半は、「地代」章における、「限界的」交換価値規定の一般的妥当論に対する反証として言及したが、このように、ブキャナンの原生産物独占価格、これに基づく独占地代説批判の前提という文脈で記されたものである。ここから彼は、原生産物課税が「消費者の負担にはならないで地主の負担になる」と推論しているが、しかし、穀物の価格は常に地代を生ずるわけではなく、「一国のあらゆる地域が最高度に耕作されるときまでは、土地に

投下された資本のうちには、地代を生まない部分がつねにあり、しかも穀物価格を規定するのがこの資本部分であり、そしてその収穫は、製造業の場合と同様に、利潤と賃金に分割されるのだ、ということを手で十分に明らかにしたと思う。そうだとすれば、地代を与えない穀物の価格は、その生産の経費によって影響されるから、……これらの経費が増加する結果は、地代の低下ではなく、価格の騰貴である。」(pp.343-5; pp.251-2. 下, 57-8ページ)<sup>29)30)</sup>

(c)ブキャナンもスミスも原生産物課税、地租および十分の一税が消費者ではなく地代の負担になるというが、麦芽税だけは「ビールの消費者の負担になる」と説いた。もっとも、スミスは正当に大麦の「通常価格」は独占価格になったことはないという前提のもとに、麦芽やビールおよびエールへの課税が「これまでけっして大麦の価格を低下させなかったし、また大麦栽培地の地代および利潤\*を減少させはしなかった」ことから、それらの租税はそれらの価格を高めて「消費者の負担」になった(WN, p.893. 邦訳(四), ページ)<sup>31)</sup>、と説いた。これに対してブキャナンは、「麦芽に対する租税は、けっして大麦の価格を低下させることができない。もし大麦のまま得られるだけのものが、それを麦芽にすることによって得られないのであれば、必要量が市場にもたらされないからである。したがって、麦芽の価格が、それに課される租税に比例して騰貴しなければならないのは明らかである。なぜなら、そうでなければ、需要をみたしえないからである。しかし、大麦の価格は、砂糖のそれとまさに同様に、独占価格にある。それらはともに地代を生じており、両者の市場価格は、等しくその原価とのすべての結びつきを失っていたのである」(WN., Buchanan's Ed., Vol. II, pp.376-7, footnote), と註記した。要するに彼は、大麦は独占価格にあるから、それ以上に価格を引上げる余地がなく、これに対する租税は地代の負担になるが、しかしそれを原料とする麦芽価格は独占価格ではなく、したがって、それに賦課される租税に比例して騰貴しうる、と考えていることになる。しかし、これと同種のパンに対する租税は、その「価格の騰貴によってではなく、地代の削減によって支払われる」(Ibid., Vol. III, p.355, footnote), という。このように、ここにおける彼の租税転嫁論は、前提としての理論が誤っているだけでなく、転嫁論内部にも矛盾があるわけである<sup>32)</sup>。

- 25) \*のところに脚註が付され、課税商品の価格は価格上昇による需要減少のため租税額を償うほどには上昇せず、租税の一部は消費者によって、また一部は製造業者の利潤の一部によって負担される、というセーの見解（*V. Traité*, 2<sup>nd</sup> éd., Tome II, p.333）のリカードウによる自由訳が引かれ、「かりにそうであるとしても、その消費が減少すれば、その供給も速やかに減少するのではなかろうか。もしその利潤が一般的水準を下回れば、製造業者はなぜこの事業を継続しなければならないのか。セー氏はここでもまた、氏が別のところで支持している学説を忘れてしまっているように思われる。その学説というのは、こうである。『価格を決定するものは生産費であり、諸商品が相当の期間にわたってその生産費を下回って下落することはありえない。なぜなら、そうなれば、生産は停止するか、減少するか、どちらかになるだろうからである。』（*Ibid.*, p.26.）」と論評される（pp.330-1; p.242. 下, 47-8ページ）。
- 26) リカードウ自身、こう述べている。奢侈財課税は、必需品課税より「多少の利点」（「一般に所得から支払われ」、「その国の生産的資本を減少させない」）をもつが、「不利な点」もある（「相当な非常時には、資本でさえも国家の急務に資するのが得策であることもある」が、「それは資本にはけっして届かない」し、「税額についての確実性がない」）。「誰でも自分の心の中に自分の享楽品の価値を評価する、ある標準をもっている」が、それは人によって多様だから。「多額の国債を累積する有害な政策と、その結果である課税とのために、財政状態が極端に不自然になった国は、特にこの徴税方法に伴う不便にさらされている。」そこで「所得税や財産税のような直接税の増大に頼る」ようになる。しかしなお、資本を蚕食することなく、奢侈財課税の「巨額の追加に耐えられるということが、大いにありうる」（p.329. 下, 46ページ, 初版のみ。マカロクの論評 [彼のリカードウ宛書簡, 1818年11月24日付] により、なお増税の余地が認められるかのような最後の部分は、第二版以降削除された）。
- 27) ここにムロン（Jean Francois Melon, 1675-1738）の見解（「国債は右手から左手に支払われるべき債務」だから、「それによって身体が弱められることはない」）を批判するセーの叙述（利払についてはそうだが、「債務の元金」分はもはや存在せず、それだけ「資本を絶滅してしまっている」）を肯定的に引用して賛辞を呈する脚註が付されている（pp.332-3; p.244. 下, 50-1ページ。セーについては、*V. Say, op.cit.*, tome II, p.357）。

なお、続く本文で貸借契約の「忠実な履行」如何は、一国の富にとって「それほど重要ではない」が、「正義および誠実の要請」は「富よりもいっそう大きな利益」だから、国債の利払を含めて契約は履行されなければならない、と強調される一方、国債の「破棄」によっては「所得も増加しないし、支出も減少しない」、とつけ加えられる。「国民資本は、ただ所得からの貯蓄および支出の削減だけによって増加する」からだ（pp.333-6; pp.244-6. 下, 49-52ページ）。

初版ではこの部分は、切れ目なく上註最後の部分の叙述と続いている。第二版以降

は独立のパラグラフに改められている。続く二つの国債制度と減債基金に関するパラグラフ（第二版以降）も同様。

- 28) リカードウも原生産物が「一時の間」独占価格で売られる場合があることを認めるが、土地への投下資本を増やしうる以上、その状態が永続しえない、という (pp.342-3; pp.250-1. 下, 56-57ページ)。
- 29) 耕作されるすべての土地に地代が支払われていても、リカードウ地代論を損なわないことについては、「地代」章において言及したが、さしあたり、cf. pp.460-1; p.328. 下, 160-1ページ, 参照。
- 30) ブキャナン説の要点は、「つねに地代を与える穀物価格は、いかなる点でもその生産の経費によって影響されないから、その経費（の増加）は地代から支払われる」ため、農耕用具等にかかる租税も借地期間中は農業者の負担となるが、契約更新後は地主にかかるし、農工用具の改善による耕作経費の節減分も（契約更新後は）地代の一部になる、というもの (*Observations*, pp.37-8)。
- 31) 「利潤\*」のところに、「『利潤』という言葉は除かれておればよかったと思う。……」と註記される。その内容は、直接には特に優れたぶどう園の借地農の利潤が「一般的利潤率を上回っている」という想定に基づくとと思われる、という趣旨だが、大麦を栽培する農業者の場合も、少なくとも課税の一部分が利潤の負担になるとすれば、同様の批判が当てはまるだろう。しかもそれは、大麦の「通常価格」が「独占価格」にならないという、スミス自身の所論に矛盾することになる。
- 32) この後にセーのブキャナンと同旨の原生産物課税——地代負担——論に関する批判があるが、省略に従う。

## 8 「救貧税」

救貧法は1601年の同法によって整備され、教区ごとに救貧院において貧民とその子弟を救済するものだったが、産業革命の進展につれてその数が増える一方、スピーナムランド地方に始まる院外救済制が拡がるにつれて、18世紀後半、特に第四4半期以降、救貧税の負担が重くなった。マルサスが『人口論』初版（1798年）以来、これを強く批判したことは、周知に属しよう。「賃金」章末尾でリカードウがこれに同調していることはすでに触れた。ここにおける主題は、この租税が誰、つまり誰の所得によって負担されるかにある。

冒頭において、リカードウは、彼の租税各論を要約する。すなわち、原生産物や農業者利潤に対する租税は、原生産物価格の上昇によって消費者の負



担となる（ただし、消費者としての労働者が負担する部分は、資本の利潤に転嫁されることは、いうまでもないだろう）。農業・製造業を問わず、全資本の利潤に課されれば、「その租税は諸財貨の価格にも原生産物の価格にも作用しないで、直接的にも究極的にも生産者によって支払われる」。(純)地代に対する租税は「地主だけの負担になる」(pp.354-5; p.257. 下, 66ページ)。

「救貧税はこれらすべての租税の性質を帯びる」複合税であり、さまざまな事情のもとで消費者、利潤、地代の負担になるが、「農業者の利潤にとって特に重い負担になる」(その事情は、後述)。したがって、原生産物価格を引上げる影響をもつ。製造業との負担が「平等」になるにつれて「資本の利潤に対する一般的租税」となり、原生産物価格も諸財の価格も変動させない。農業者が原生産物価格の引上げによってこの租税を償いえない程度に応じて、他部門との利潤率の均等化を求めて借地契約更新時に地代が減少する結果、地主の負担になる。だから、「ある特定の時期における救貧税の作用」を捉えるためには、「それがその時に、農業者と製造業者との利潤に等しい度合いで影響を及ぼすのか」どうか、という点を確定する必要がある。また、その時の諸事情が、農業者に原生産物の価格を引上げる力を与えるようなものであるか」否か、を確定しなければならない (pp.355-6; pp.256-7. 下, 66-7ページ)。

救貧税は、農業者が「支払う地代に比例して賦課」される、と公言されている。かりにそうであれば、リカードウの利潤・地代論からして、必要最終資本は地代を支払わないから、この負担を全く免れるし、それ以外の農業資本も必要最終資本と同率の一般的利潤率を享受するだけであって、超過利潤部分はすべて地代に転化するわけだから、原則的に負担を免れて<sup>33)</sup>、すべてを地代に転嫁するほかはない。しかし救貧税は、農業者が支払う地代に比例してではなく、「農業者が耕作する土地の価値」に比例して課されており、その「価値」が「地主の資本によって与えられたのか、あるいは借地農の資本によって与えられたのかは、問わない」。つまり耕作地の土地評価額に比例して救貧税が年々課されれば、農業者は、年々の収穫を、少なくとも、その生産費と地価に比例する救貧税との合計を償うだけの価格に引上げて売る必要があるし、その価格で売るだろう。こうしてこの租税は、原生産物の消費者の負担

になる。製造業者の資本の利潤にも同率に救貧税が課されれば、全商品の価格は上昇せず、すべてが生産者によって負担される。これにより全資本の利潤率は下落するが、それは資本の退出をもたらさない。利潤率の「差異」だけがそれを引き起こすからだ (pp.356-9; pp.258-9. 下, 67-9ページ)。

しかし「救貧税の現状」は、製造業者よりも農業者の利潤に負担が重い。「というのは、農業者は彼の取得する実際の生産物に応じて課税されるが、製造業者は彼の使用する機械もしくは原料の価値とはなんら関係なく、何か仕事をしている建物の価値に応じてだけ課税されるからである」<sup>34)</sup>。だから「農業者は、彼の生産物価格をこの全差額だけ引き上げることができる」。こうして、「農業が拡張されつつある社会においては、救貧税がとりわけ重く土地の負担になる時には、それは一部分は資本の利潤の減少という形で資本の使用者によって支払われ、一部分は原生産物の価格の騰貴という形でその消費者によって支払われる」<sup>35)</sup>。このような事態のもとでは、事情によって救貧税は、地主に有害というより、「むしろ有利」でさえあろう。その事情とは、生産物量に比して本税の負担割合が最劣等地で最も高い場合である。穀物は、ここでペイする価格に騰貴するから、それ以外の土地の資本には租税控除後に（一般的利潤を超える）剰余が生じ、借地契約期間中は農業者の手許に残るが、契約更新後は地代になるからだ（各等級地で収穫に対する税率が均等ならば、各等級地で穀物地代量はそれぞれ減少するが、貨幣地代額は変わらないことを想起せよ）。しかし、「静止的もしくは退歩的な国」での救貧税の賦課は、それを償うのに十分なだけ穀物価格が上昇しえないから、資本を土地から引揚げえない限り、その負担の一部は、借地契約期間中は農業者が負担することになる（契約更新後は、「ほとんどすべて」地主の負担になるが）。というのは、契約期間中に農業者が土地改良に投下した資本は「土地と合体」してしまい<sup>36)</sup>、土地から引揚げえないからである (pp.359-61; pp.260-1. 下, 69-71ページ)。

33) 「原則的に」と限定する理由は、借地契約期間中に生じたもろもろの事情（農業技術の改善、収穫逡減の進行等）により生じた超過利潤部分が農業者の一般的利潤を超える収益となるような場合があるからだ。その部分が契約更新時に地代に転化すること

は、つけ加えるまでもない。

- 34) 先の土地「価値」に比例する課税法と、この「実際の生産物」(おそらく収穫量)に  
応ずる課税法とは明らかに異なるが、例えば地価がその土地の収穫量に比例する  
というような、暗黙の想定が潜んでいるのではないかと思われる。
- 35) 「農業が拡張しつつある社会」という限定は、農業が停滞または縮小しつつある＝食  
料需要が停滞または減少しつつある状態のもとでは、他部門資本との全負担差額を価  
格の上昇によって償いえず、農業部門からの退出も早急にはまもらないため、その  
うちの一部の負担を、借地契約期間中は農業者の利潤による負担を甘受せざるをえな  
い、という事情があるからだ。
- 36) これに関連して、「救貧税」章末尾に、「地代」章における地代の定義に対する修正  
が施されていることは、すでに閑説した。要するに、土地の「本源的」で「不可滅」  
の力の使用の代価としての「(純)地代」にとどまらず、農場改良に投下された資本か  
ら生ずる追加的な剰余生産力の使用に対して支払われる部分も、厳密に「地代の性質」  
をもつ、というのである (p.362; pp.261-2. 下, 72ページ)。

## 9 その他——「輸出奨励金と輸入禁止」, 「生産奨励金」および「生産者が 支払う租税」——

この三章は「租税」編の補遺とみなすことができる。これらが「救貧税」  
章に続いて配置されなかった理由は定かではない。間に三つの章があり、そ  
れらは時事的な一章(「貿易通路上の突然の変化について」)と理論的な二章  
(「価値と富、両者を区別する特性」および「蓄積の利潤と利子に及ぼす影響」)  
であるから、その間になんらかの脈絡を見出すことはできないからである。  
しかしいまは、自由な経済過程への国家による干渉ないし介入という共通の  
特徴をもつから、「租税」編の一環、というよりむしろ「補遺」として取扱う  
ことが許されるだろう。

### (1) 「輸出奨励金と輸入禁止」

ここにおける「輸出奨励金」は「穀物法」に基づく穀物輸出奨励金であり、  
事実上、リカードウ穀物法論の「経済学の原理」に基づくヴァージョンが示  
され、あわせて、それと異なるスミス、ブキャナンの見解が批判される。

「穀物輸出に対する奨励金は、外国の消費者に対して穀物の価格を引き下げ  
る傾向があるが、国内市場ではその価格になんらの永続的影響も及ぼさな

い。」これはブリテン産穀物をその生産費よりも奨励金の分だけ安価に外国市場で販売することができるから、当然、ブリテン産穀物に対する外国需要を拡張する。これによって「必ず国内市場でその価格を一時的に引き上げる」し、この刺激による穀物生産の増加の結果、奨励金がなければ、「下落するはずの水準まで下落することを妨げる。しかしこれらの価格変動は、その市場価格の変動であって、「自然価格、つまりその真の生産費には少しも影響を及ぼさない」。この供給の増加が「真の生産費」を上げるとすれば、奨励金にもかかわらず、もはや有利には外国市場で販売しえないだろうから。しかし、この一時的な価格の騰貴は、農業部門の利潤率を一般的利潤率よりも高めるから、「資本は製造業から引揚げられて土地に投下される」ことになり、「膨張した」外国需要を充たす。そうすると、「穀物価格は国内市場で再びその自然的な必要価格 (necessary price)<sup>37)</sup>にまで下落し、利潤は再びその通常かつこれまで通りの水準に戻る」。外国市場でもこの供給増大により、輸入国の穀物価格を引下げ、輸出業者の利潤も一般的水準を超えない「最低の率」に制限される。だから、穀物輸出奨励金の「究極の効果は、その価格を国内市場で騰落させることではなくて、外国の消費者に対して穀物価格を引き下げることである。」(pp.417-9; pp.301-2. 下, 126-7ページ)

リカードウの積極的な主張は、以上に尽きる。以下は、これと異なる諸見解の批判的吟味に費やされる。まず、『エディンバラ・レビュー』誌・第五巻(1804年10月)の一筆者 (Francis Horner, cf. I, p.302, editor's note 1.) の所見から。

彼はこの奨励金の国外・国内需要に及ぼす影響を「明瞭に指摘した」し、それが輸出国の農業を「刺激」することも正しく述べた。しかし、(穀物価格＝)賃金・価格連動論の誤謬を受けいれ、結局(実質)賃金を旧水準に調整するから、奨励金が国内穀物価格を上げるのは、国外市場における需要拡大と、その結果としての国内市場での「真の価格の騰貴とを媒介にして穀価を引き上げる……。そこで穀物のこの貨幣価格の騰貴は、それがひとたび他の諸商品に波及した時には、もちろん固定したものになる」(*Edinburgh Review*, V, p.197. 傍点部分はリカードウのイタリック)、と論じた。

リカードウは賃金・価格連動を否定するから、当然、他商品価格の騰貴を

斥けるが、むしろ、この外国需要の増大による穀物価格の「一時的騰貴」により貨幣賃金は上昇しない、と論議の起点を否定することに努める。つまり、この場合の穀物価格の上昇は、外国需要の増大による供給不足に起因し、それによる農業への追加投資・供給増加を誘引するための「絶対に必要」な「高価格」であり、「国内の買手の需要を減少させる手段」であるからだ。貨幣賃金の上昇はこの消費の抑制を妨げ、穀物価格のいっそうの騰貴を招くにすぎない、と。この場合、輸出奨励前の国内需要を充たすだけの一定の供給量が前提だから、当然、自然価格の上昇は論外だ。土地への追加労働を要しないからである (pp.419-22; pp.301-3. 下, 127-9ページ)。

次いでスミスの輸出奨励金論が俎上にのぼされる。第一に彼は、奨励金によって穀物生産量は増加されえず、国内の穀物貨幣価格を多少とも必ず引上げるが、その「真の価格」を引上げないと論じた (Cf. WN., pp.507, 509. 邦訳 (三), 17, 20ページ, 参照)。これに対してリカードウは、こう批判する。まず、穀物は確かに労働者の消費する賃金財のうちの「重要部分」ではあるが、その「一部分」にすぎず、したがって貨幣賃金は、穀物価格の騰貴によって必ずしも上昇せず、それに「比例してはけっして騰貴しない」。したがって農業利潤は、その一般的水準を超え、農業への資本の流入を促して農業生産を増大させ、外需による需要増大に対応させ、穀物価格の上昇を一時的なものにする。貨幣賃金の上昇は、農業ではこれに先立つ穀物価格の上昇によって償われて余りあるのに対して、製造業では賃金上昇による「経費の増大」を価格引上げによって償うことができないからだ (pp.425-7; pp.305-6. 下, 132-3ページ)。賃金・価格連動論を説くスミスは、奨励金による穀物価格の上昇を一時的と捉ええず、そのために農業生産の増大に刺激を与えず、この政策をとる国の物価を騰貴させる、つまり貨幣(銀)価値を低下させる、と考えた。しかしこのような局地的な貨幣価値の下落は、金銀の国際的流出入の自由がある限り、速やかに是正されるから、このような理由で奨励金反対を唱えることはできない (pp.428-34; pp.307-11. 下, 134-8ページ)。

さらにスミスは、輸出奨励金ないし輸入関税の作用が、穀物と「他のほとんどすべての種類の財貨」との間の「本質的相違」により異なる、と主張する。つまり製造業者の場合は、その財貨の「名目価格ばかりでなく真の価格

も引上げられ、製造業は「実際に奨励される」が、農業の場合はそうではないと (WN.,p.515. 邦訳 (三), 30-1ページ)。これに対してもリカードウは、製造業については、超過需要が存続する間だけの一時的な効果しかないが、農業生産の拡張が劣等地耕作の進展を伴う場合、地代は永続的に増大する、と彼自身の見解を対置する (pp.434-8; pp.311-4. 下, 138-41ページ)。そうしてこれらの施策は、資本の最適配分を妨げて、「社会の全資金の有害な配分」をひき起こす (pp.438-9; p.314. 下, 141ページ)、と批判される。

最後にブキャナンの関連する見解がコメントされる。

穀物の「真の価値」は貨幣価格の変更だけによっては変更されないというスミス説を、使用価値と交換価値との「混同」と批判するブキャナンの見解が賞賛される。しかし彼が理論的には賃金・価格連動論を承認している点が批判される。つまり、賃金・価格連動論を認める前提に立って、貨幣賃金は労働の需給関係によってのみ規制されるという論拠から、穀物価格の諸商品価格への影響を斥け、奨励金が農業者の「真の利益」になり、農業奨励の効果をもつと論じる点が批判される。その論拠が崩れれば、その「真の利益」も失われようからだ (pp.440-2; pp.314-6. 下, 142-41ページ)。

しかしもっと注目を要するのは、重商主義政策批判の一環として、穀物輸入関税擁護の代表的論拠の一つ (例えば、ローダーデイル) に反論する所説である。重商主義の「目的」は、外国の競争を排除して国内市場で商品価格を引上げることにあった (F.リスト的視点の欠落に注意) が、農業階級に特に「有害」というわけではなかった。資本の適正配分を妨げ、生産量を減少させ、価格を永続的に (つまり「自然価格」を) 騰貴させるため、この資本配分完了後は引上げられた価格のもとに「より高い利潤」を得たわけではない。保護された製造業者自身も消費者としてこうした商品に「価格の追加分」を支払わなければならない。立法上の誤りによってさまざまな製造品価格が引上げられているから、「公平」を口実に穀物価格も吊り上げることによってさらに「苛斂誅求」を重ねるよりも、「過失」をあらためて「普遍的自由貿易という健全な原理への漸次的復帰」に直ちに着手する方がはるかに賢明だろう (pp.422-5; pp.316-8. 下, 144-6ページ)。ここに自由貿易論者・リカードウの確固たる政策指針が示されている (ちなみに、『農業保護論』 (*On Protection*

to Agriculture, 1822) における保護関税の提案も、この趣旨に沿って捉えられなければならない)。

最後に、外国貿易の利潤はミクロ的にもマクロ的にも利益だが、国内商業の利潤はマクロ的には利益ではないというセーの見解 (pp.445-6; p.318. 下, 147ページ) が批判されるが、立ち入る必要はないだろう。

## (2) 「生産奨励金」

生産奨励金が原産物 (穀物) に与えられ、その財源調達のため、他の全商品に課税されるとすると、課税諸商品の「自然価格」はその分だけ騰貴し、原産物の「自然価格」は、奨励金に相当するだけ下落することによって、利潤率の均等が保持される。これによって総生産量も資本の配分も変わらない。それゆえ、原産物への奨励金の賦与は、農業を振興する効果はない。その分配に及ぼす影響は、原産物課税と反対に、①地主の場合、貨幣地代を変化させず、穀物地代を引上げる (pp.449-51; pp.321-2. 下, 152-3ページ)<sup>38)</sup>。

②労働者の賃金は、原産物 (穀物) だけが賃金財であれば、穀物価格の下落に応じて下落するが、前提によって賃金財を含む他の諸商品価格が上昇するため、賃金バスケットの構成に応じて、下落・不変・上昇の三ケース中のいずれかが生じる。③賃金が下落する場合は、資本の利潤を高め、上昇する場合は利潤を低落させる。この賃金による利潤の騰落は全資本に共通だから、利潤率の均等を妨げない (勿論、部門による資本構成の相違等による相対価格の変化を伴うが) (pp.451-3; pp.322-3. 下, 153-4ページ)。

続いて、「穀物の真の労働価値 [、すなわち穀物の自然価値——第三版] の変動と、課税や奨励金にもとづく穀物の相対価値の変動との、利潤に及ぼす影響の違い」が指摘される。つまり、穀物生産に要する労働量が減少してその自然価格が下落して賃金が低下した結果としての (「経済学の原理」にのっとる) 利潤の増大は、利潤率を高めるだけでなく、「絶対利潤」=所与量の資本の得る利潤量も増える。それは、貨幣利潤額の増大にとどまらず、それによって取得しうる商品量も増える。要するに利潤は名目的にも実質的にも増大する。これに反して、奨励金による穀物価格の下落による資本の利潤の増

大は、他方での諸商品の価格上昇により相殺される。要するに、「自然的」原因による穀物「価値」の下落は他商品の上昇によってその利益を相殺されないばかりか、他商品価格も、穀物が原料として入り込む限りでかえって引下げられる。穀物価格の下落が「人為的」原因による場合は、常に何か別の商品の「価値の真の騰貴」によって打ち消される。

してみれば、穀物の生産奨励金は、「穀物を相対的に安くし、製造品を相対的に高くする」が、「土地および労働の年々の生産物」になんらの「実質的影響を及ぼさない」(pp.453-4; pp.323-4. 下154-6ページ)。

反対に、諸商品の生産奨励のため、穀物に課税される場合には、勿論、穀物は高くなり、諸商品は安くなる。①もし労働者が穀物が高価となるのを打ち消すだけの諸商品の廉価による利益を得るならば、賃金は変化しないが、そうでなければ賃金は騰(落)し、②利潤は下落(上昇)するが、③貨幣地代は変わらない(pp.455-6; p.325. 156-7ページ)。

以上はあえて外国貿易を捨象して論じた。これを考慮にいれると、奨励金を与えられる産業の商品価格の下落により輸出が増え、その財源を負担する産業の商品価格は上昇して、その輸入が増大する強い「刺激」が与えられ、産業部門間の資本(および労働)の「自然的配分」が全面的に「変更」される恐れがある。それは外国にとっては「利益」になることがあろうが、「このような不合理な政策を採用した国にとっては破滅的なものとなるかもしれない。」(pp.456-7; pp.325-6. 下, 157ページ)

### (3) 「生産者が支払う租税」

これも「租税」編の「補遺」にあたるが、ここでは、その経済的影響が繰り返されるのではなく、セー、シスモンディ(まだド・シモンドと記される)の生産者による租税支払に関する所論の吟味が主題をなす。セーは、租税が製造工程の初期に課される場合、各工程の生産者は、第一に、順次、租税を前払せざるをえず、その分だけ「大きな資金」を投じなければならないという「不都合」をもたらし、「限られた資本と信用」しかもたない製造業者に「しばしば少なからぬ困難が生じる、という(V. *Traité*, 2<sup>nd</sup> éd., Tome second, p.342)。これについてリカードウは異を唱えないが(p.538; p.379. 下, 230ペー



ジ)、第二の「不都合」——前払租税に対する利潤も消費者に課され、この追加租税は国庫に何の利益ももたらさない (*V. Op. cit.*, pp.342-3) ——には反対する。かりに1,000ポンドの租税を「即時に」徴収するため、それが製造業者に課されるとする。商品の完成に一年かかるとすると、製造業者は租税額1,000ポンドだけでなく、100ポンドの利子も「追加分の価格」として請求せざるをえない。この場合消費者は、100ポンドの「代償」として租税の納付の「一年間延期」という「実質的利益」を得ている。つまり、消費者にとっては一年後の1,100ポンドの現在価値は、利子率10パーセントとすれば、1,000ポンドに等しい。かりに政府が租税の納付を一年間延期すれば、政府は大蔵省証券を発行して5パーセントの利子を支払うことになる。この場合、消費者は租税額以上の価格追加分を節約できるが、政府の利払に要する利子を租税として負担することになる。またかりに製造業者が租税の前払分を5パーセントで借り、消費者に10パーセントの「追加価格」を要求するとすれば、政府は利払を要せず、製造業者も「通常5パーセントの利得をあげることになり、ちょうど消費者が追加的に支払う金額だけ、製造業者と政府とは「利得もしくは節約」することになる (pp.538-540; pp.379-80. 下, 230-1ページ)。

シスモンディの『商業的富』(J. C. L. Simonde, *De la Richesse commerciale, ou principes d'économie politique, appliquée à la législation du commerce*, An XI (1803))におけるセーと同様の論法を斥ける。10パーセントの利潤を得ている一製造業者が、初めに4,000フランの租税を支払うと、この租税は、この製造品が僅か五人の異なる業者の手を通過するだけでも、消費者に対して6,734フランに増大する、というのである (*Ibid.*, Tome II, pp. 43-6)。端的にリカードウは、こう批判する。「これは、年率10パーセントではなくて、その進行の各段階で10パーセントという絶対率の複利で累積する」という考えである。最初の租税前払から消費者に販売されるまでに五年間かかる場合は正しいが、一年間しか要しなければ、何人の手を経ようとも、400フランの「報償」が、その租税の前払に寄与した人々に年率10パーセントの利潤を与える、と (pp.540-1; pp.380-1. 下, 231-2ページ)。

以上から明らかかなようにリカードウは、「経済学の原理」に忠実にさまざまな租税ないしこれに関わる財政政策の経済的影響(価格、分配および資源配

分に対する)を一貫して考察する。それにとどまらず、主としてスミスとブキャナンやセーの所論を批判的に吟味する。その意味で「租税」編は、租税転嫁論、とりわけ利潤への転嫁を焦点とする彼自身の理論を積極的に提示するのみならず、「論争的諸章」と共通の性格を色濃く帯びている、といつてよいように思われる。

37) 「必要価格」という用語はここではじめて用いられるが、「生産費」、「自然価格」と同義であることは、文脈上明らかだろう。ちなみにマルサスの場合も「自然価格」と同義、むしろ、それより適切な用語とされ、供給の継続を保証するのに必要な、つまり生産者に生産経費を回収するとともに一般的利潤を取得させる供給価格の意味に限定される (Cf. Malthus, *Principles*, 1<sup>st</sup> Ed., p.83)。

38) この場合の奨励金が穀物地代を上げるとするのは、各資本の収穫量に変化はないから、一見了解し難いが、原生産物生産経費が奨励金の分だけ減少し、所与の収穫のもとに「純収入」が増加することによる。限界資本は、同時に穀物価格が下落しているため、この増えた「純収入」でもって辛うじて一般的利潤を確保することができるだけだ。

[後記] 本稿も引続き羽鳥・岡山大学名誉教授のご教示に与った。厚く御礼申上げる。